

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年10月14日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
三島市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
令和7年10月20日から令和7年12月20日まで
- 4 作業地域
三島市柳郷地地内ほか